

## 令和5年度自治会等広報コンクール実施要項

### (目的)

第1 藤沢町住民自治協議会（以下、「協議会」という。）は、藤沢地域内43自治会と8地区自治会協議会、並びに地域で活動している特別会員が発行している広報を募集し、会員との情報を共有することにより、広報活動の向上と地域づくりの活性化に資することを目的に、自治会等広報コンクール（以下、「コンクール」という。）を実施するものとする。

### (主催)

第2 この事業の主催は協議会とし、広報部会が主管する。

### (事業内容)

第3 この事業の具体的内容等は次のとおりとする。

- (1) 協議会は、コンクール開催の周知、自治会等の広報を募集する。募集期間等は会長が別に定める。
- (2) 協議会は、前記で応募があった自治会広報のコンクール審査を行う。なお、審査は会長が指名する審査員が審査する。
- (3) コンクールでは、最優秀賞1点、優秀賞4点以内を選抜する。
- (4) 地域づくりフォーラムの「藤沢町いいね大賞」表彰式において、(3)の作品を表彰する。

なお、応募のあった自治会広報は、地域づくりフォーラム会場、及び一関市藤沢市民センターロビーに展示し広く市民に周知する。

### (その他)

第4 この要項に定めるもののほか、必要な事項は広報部会において協議し、会長が別に定める。

### (附則)

この要項は、令和5年7月26日から適用し、令和5年4月1日から施行する。